

2015.12.1

CSR・ERM トピックス <2015 No.8>

CSR・ERM トピックスは、CSR（企業の社会的責任）および ERM（統合リスクマネジメント）に関連する諸テーマ（「コーポレート・ガバナンス」「リスクマネジメント」「コンプライアンス」「人権」「労働慣行」「環境」「品質」「CS（顧客満足）」「社会貢献」「CSR 調達」「情報セキュリティ」等）について、国内・海外の最近の動向や企業の抱える疑問などについて紹介・コメントした情報誌です。

国内トピックス：2015 年 9～10 月に公開された国内の CSR・ERM 等に関する主な動向をご紹介します。

<社会貢献>

○ファーストリテイリングが難民支援プロジェクト「1000 万着の HELP」を実施

（参考情報：2015 年 9 月 29 日付 同社 HP）

ファーストリテイリングは 9 月 29 日、世界 16 ヶ国・地域のユニクロおよびジーユー全店舗で不要となった両ブランドの衣料を回収し、難民・避難民に寄贈するプロジェクト「1000 万着の HELP」を実施すると公表した。さらに全世界の同社従業員からも不要になった衣料を回収し、計 1000 万着の回収を目指す。回収した衣料は同社がグローバルパートナーシップを結ぶ国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）および国際 NGO を通じて、難民・避難民に送られる。

同社は 2006 年から不要になった自社商品のリサイクル・リユース活動を実施し、まだ着用可能な衣料を UNHCR を通じて世界の難民・避難民へ寄贈してきた。また、衣料支援のみならず、難民の雇用による自立支援など包括的な難民支援に取り組んできた。同社は今後も UNHCR との連携により、世界の難民・避難民問題の解決に向けた活動を推進していくとしている。

<個人情報>

○経済産業省が「データに関する取引の推進を目的とした契約ガイドライン」を公表

（参考情報：2015 年 10 月 6 日付 同省 HP）

経済産業省は 10 月 6 日、ビッグデータの利活用に関するビジネスの契約締結時に留意すべきポイントをチェックリスト形式で整理した「データに関する取引の推進を目的とした契約ガイドライン」を公表した。

近年、分野・組織の壁を越えてビッグデータを利活用することで新規ビジネスの構築を図る事例が増えている。このような分野・組織を超えたデータの取引にあたってデータを保有する事業者とデータの提供を受ける事業者が交渉すべき内容は多岐にわたるが、現在は取引の先行事例が少ないため、その判断材料となる指標等も少ない。同ガイドラインでは、データ取引の際の契約における検討ポイントを提示することにより、事業者間の契約合意に至る労力を減らし、予期せぬトラブルを抑止することで、データに関する取引の活性化を図ることを目的としている。

同ガイドラインは検討項目をまとめたチェックリストと、検討項目の確認結果を具体的に契約書に反映した参考ひな形の二つで構成されている。チェックリストでは、下記検討項目一覧の項目ごとに契約書への記載を検討すべき事項が優先度とともに整理されている。

検討項目一覧	検討項目の具体的内容（例）
データの内容・提供方法・仕様	- 提供対象となるデータの内容・量・項目が網羅されているか - データの粒度や更新頻度が適切に定められているか - データの提供方法・提供頻度・技術的なサポートの有無等が特定されているか
利用範囲・取扱条件	- 使用許諾、売買、共同利用などデータの提供形態が定められているか（データの提供が独占的なものか否か） - データの利用目的が適切に定められているか - データの複製・改変・加工等が認められるか - データの提供期間・利用期間が適切に定められているか
データに知的財産権が認められる場合の権利帰属先	- 元データや派生データ等に知的財産権が認められる場合の権利帰属条件について定められているか
対価	- 金額や算出方法（固定料金、従量課金、売上の配分、無償等）は明確に定められているか
データ提供者の義務	- データに関する第三者の権利非侵害やセキュリティ面での安全性などが保証されているか - データの正確性、完全性、安全性は保証されているか - 上記のような保証がされない場合、その旨明記されているか
データ受信者の義務	- データの適切な管理方法によって管理される旨が定められているか - データ提供者による監査できる権利が担保されているか - データ漏えいや目的外利用の恐れがある場合に是正を求める権利が担保されているか - データ漏洩時のデータ受領者の責任は適切に定められているか
遵守事項	- データの停止措置や契約解除が可能なように遵守事項が定められているか
不可抗力免責	- 天災地変などの事由により、契約上の義務の履行が困難となった場合に契約上義務を免れる旨の定めがあるか
契約解除、期限の利益喪失	- 債務不履行等一定の事由が発生した場合に、支払停止や契約解除する権利が担保されているか
秘密保持義務	- 取引対象となるデータとそれ以外の秘密情報の取扱いについて条件が異なる場合にはその条件が明確に定められているか

<労働慣行>

○ボッシュ日本法人が「一般在宅勤務制度」を導入

（参考情報：2015年10月16日付 同社 HP）

ボッシュ日本法人は10月16日、これまでの育児・介護や傷病に伴う在宅勤務制度の対象を拡大した「一般在宅勤務制度」を11月1日から導入すると発表した。同制度は、希望日の前日まで上長による承認を受ければ、育児・介護や傷病を理由とする場合でなくとも、月40時間を上限として部分在宅、終日在宅の何れも認められるものである。

同社では、ダイバーシティ推進活動の一環として「在宅勤務研究会」を設置し、従業員自身が同研究会を通じて他社や海外のボッシュグループの制度などを研究して同制度を提案した。同社は、この提案をもとに一部従業員を対象とした「トライアル在宅勤務」を2ヵ月間実施し、従業員自身とその上司の双方が業務効率の向上を確認した上で本格的に制度を導入に至った。トライアルでは、在宅で実施する業務を選定する過程で、効率化についてのアイディアも出されており、仕事全体の見直しの機会にもなったという。

海外トピックス：2015年9月～10月に公開された海外のCSR・ERMに関する主な動向をご紹介します。

<地球温暖化>

OCDP と We Mean Business が効果的なカーボン・プライシングの設計に向けたツールキットを公表

(参考情報：2015年9月24日付 CDP HP)

カーボンディスクロージャープロジェクト (Carbon Disclosure Project 以下、CDP) *および We Mean Business**は9月24日、政府や企業、投資家らによるカーボン・プライシング制度***の議論を促すためのツールキット、”The Carbon Pricing Pathways Toolkit”を公開した。

同ツールキットは、代表的な温室効果ガスである二酸化炭素の世界的な排出量低減に向け、同制度における炭素価格の設定に関する知見を提供している。概要は以下の通り。

- ・ ツールキットの目的
- ・ 炭素価格帯
- ・ 炭素価格の変遷シナリオ
- ・ 効果的な炭素価格設定のための検討材料

同ツールキットのリリース文では、脱炭素社会に向けて同制度を導入することには各国ともに合意している一方で、多くの国において効果的な政策が打ち出されていないことを指摘している。その上で、このツールキットの知見を活用することで、COP16****で決定された「世界的な気温上昇を産業革命前から2℃未満の範囲に抑える」という全世界的な目標を達成するための炭素価格の設定について、各国の政府や企業、投資家間でのより良い議論が可能だと述べている。

* CDP

機関投資家が連携し、企業に対して気候変動への戦略や具体的な温室効果ガスの排出量に関する公表を求める国際的なプロジェクト。

** We Mean Business

政府等に低炭素経済への移行、二酸化炭素排出制限を求める数千の企業や投資家からなる国際的な同盟。

*** カーボン・プライシング制度

炭素(二酸化炭素などの温室効果ガス)を多く排出するものに対し何らかのコストを負担させることで、炭素排出の少ないものに競争力を持たせ、選ばれやすくする仕組み。具体的には炭素税、排出権取引制度などがあり、その設定価格を「炭素価格」という。

****COP16

2010年に開催された第16回国連気候変動枠組条約締約国会議。

<地球温暖化>

○グローバルに事業展開する食品メーカーのCEOらが各国政府へCOP21でのCO₂削減目標に関する国際合意を要請

(参考情報：2015年10月1日付 CERES HP)

マース、ユニリーバ、ベン&ジェリーズ、ゼネラル・ミルズ、ダノン、ケロッグ、ネスレなどグローバルに事業展開する食品メーカー10社のCEOらは10月1日、自国(米国)ほか各国政府宛の書簡において、気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)でのCO₂削減目標に関する国際合意を要請した。

同書簡の中でCEOらは、企業として「自社のサステナビリティ活動の更なる拡大」、「他企業との協働」、「実現可能なCO₂排出削減量の目標設定への注力」など、自社の温暖化対策の強化を誓

約するとともに、各国政府に対して、本年 12 月開催の COP21 で、京都議定書に続く 2020 年以降の温暖化対策の枠組みに関し、各国の提出する CO₂ 削減目標*を踏まえ、合理的な水準での国際合意を得るよう要請している。

上記企業の大半は Business for Innovative Climate & Energy Policy (BICEP) **の会員で、企業が BICEP を通じて COP21 での国際合意を要請するのは今回が初めて。

気候変動による悪影響は既に世界の食品サプライチェーン上に現れており、今後も収穫量の減少による価格の上昇、それに伴う社会不安が懸念されている。同取組は食品メーカーの多くがこの問題を喫緊かつ明確な課題として捉えていることを反映したものである。

* 各国の CO₂ 削減目標

主な国	削減目標
中国	2030 年までに GDP 当たりの CO ₂ 排出を 60～65%削減【2005 年比】
EU	2030 年までに 40%削減【1990 年比】
アメリカ	2025 年までに 26～28%削減【2005 年比】
ロシア	2030 年までに 70～75%削減【2005 年比】
インド	2030 年までに GDP 当たりの CO ₂ 排出を 33～35%削減【2005 年比】
日本	2030 年までに 26%削減【2013 年比】、25.4%削減【2005 年比】

(各国が国連気候変動枠組条約事務局に提出した 2020 年以降の温暖化対策の国別目標案 (Intended Nationally Determined Contributions (INDC)) を基に弊社作成)

** BICEP

地球温暖化などの環境問題に関する企業の取組を推進するネットワークを構築する NGO「CERES」が、スターバックス、ナイキなどの企業と 2008 年に設立した団体。現在 30 社以上が加盟しており、地球温暖化防止に向けた政策提言などを目的として活動している。

<CSR>

○ネスレネスプレッソが南スーダンのコーヒー産業の再建を支援

(参考情報：2015 年 10 月 7 日付 同社 HP)

コーヒー大手のネスレネスプレッソ社は 10 月 7 日、今般新たに南スーダン産のコーヒーの取扱いを開始すると発表した。

同国は、以前はコーヒー産業が盛んであったものの、長年の内戦により産業が崩壊し、収入源を石油輸出のみに依存する状態であった。今回の同社の取扱い開始により、同国は、2011 年の独立以降初めて石油以外の主要な輸出品を確保することとなる。

同社は、「ネスプレッソ AAA サステナブルクオリティプログラム*」の一環として、従前より同国のコーヒー農家への基本的な経営・生産の指導、資金援助等を実施してきた。また、連携する米国の NPO は、同国の約 500 のコーヒー農家と協働してコーヒー産業の再建に取り組んできた。これにより、継続的なコーヒーの輸出が可能になったことから、今般取扱いに至ったもの。

同社は、同国産のコーヒーを、まずはフランスのネスプレッソクラブ会員に限定的に提供し、製品レベルが向上するまでの数年間は南スーダンの産業再建のため利益を見込まない事業として実施する予定としている。

* ネスプレッソ AAA サステナブルクオリティプログラム

高品質なコーヒー豆を将来にわたって確保するとともに、コーヒー生産者の生活向上に貢献することを目的としたプログラム

Q&A : CSR・ERM 等に関するさまざまなご質問についての解説を行うコーナーです。



Question

「先の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に包含されている「持続可能な開発目標」とはどのようなものでしょうか。その概要と、企業活動をどのように結び付けていけば良いかを教えてください。」

Answer

1. 「持続可能な開発目標」採択の背景

2015 年 9 月 25 日、国連総会の「持続可能な開発サミット」において「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が国連の全加盟国 193 か国の合意により採択されました。

同アジェンダに含まれている「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals 以下、SDGs）」は、2001 年から 2015 年までに国際社会が達成すべき目標として掲げられていた「ミレニアム開発目標（Millennium Development Goals 以下、MDGs）」の後継とされ、今後 2030 年までの 15 年以内に全世界において解決すべき課題について、17 の目標と 169 のターゲットを定めたものです。

MDGs は主に開発途上国が抱えている問題にスポットを当て、2015 年までに達成すべき目標として以下の「8 つのゴール」を示していました。

[MDGs の 8 つのゴール]

- ① 極度の貧困と飢餓の撲滅
- ② 初等教育の完全普及の達成
- ③ ジェンダーの平等推進と女性の地位向上
- ④ 乳幼児死亡率の削減
- ⑤ 妊産婦の健康の改善
- ⑥ HIV／エイズ、マラリアその他の疾病のまん延の防止
- ⑦ 環境の持続可能性確保
- ⑧ 開発のためのグローバルなパートナーシップの推進

MDGs が政府機関や NGO などの共通の目標として示されたことは、諸問題の解決・改善に一定の効果がありました。しかしながら、国際機関や先進国が中心となって定めたゴールであったことから、途上国の主体的・積極的な参画を促すことができませんでした。また、8 つのゴールが貧困や教育等の社会開発に関する内容に偏っていたことから、地球規模で発生しているその他の諸問題（環境や人権、経済開発等）を含む、より網羅的かつバランスの取れた目標の整理が求められていました。

そのため、2015 年で期限を迎える MDGs において未解決となった課題を基に、政府機関や国連機関のみならず、世界各国の企業、市民、NGO、研究機関等広範なステークホルダーの意見を反映させ、経済・環境・社会の「トリプルボトムライン」に配慮した目標を設定し、地球規模の課題に対し、2030 年までに終止符を打つべくおよそ 3 年間の検討の末に定められたものが、「SDGs」です。

2. SDGs の概要

SDGs では、以下の 17 の目標を掲げています。

- 目標 1 あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる
- 目標 2 飢餓を終わらせ、食糧安全保障および栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する
- 目標 3 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
- 目標 4 すべての人々への、包括的かつ公平な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する
- 目標 5 ジェンダー平等を達成し、すべての女性のエンパワーメントを行う
- 目標 6 すべての人々の衛生的な水の利用可能性と持続可能な管理を確保する
- 目標 7 すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な現代的エネルギーへのアクセスを確保する
- 目標 8 包括的かつ持続可能な経済成長、およびすべての人々の完全かつ生産的な雇用とディーセント・ワーク（適切な雇用）を促進する
- 目標 9 レジリエントなインフラ構築、包括的かつ持続可能な産業化の促進、およびイノベーションの拡大を図る
- 目標 10 各国内および各国間の不平等を是正する
- 目標 11 包括的で安全かつレジリエントで持続可能な都市および人間居住を実現する
- 目標 12 持続可能な生産消費形態を確保する
- 目標 13 気候変動およびその影響を軽減するための緊急対策を講じる
- 目標 14 持続可能な開発のために海洋資源を保全し、持続的に利用する
- 目標 15 陸域生態系の保護・回復・持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・防止および生物多様性の損失の阻止を促進する
- 目標 16 持続可能な開発のための平和で包括的な社会の促進、すべての人々への司法へのアクセス提供、およびあらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包括的な制度の構築を図る
- 目標 17 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する
(同アジェンダ 外務省による仮訳より引用)

17 の目標のロゴ



(国連 HP より引用)

SDGs は、“あらゆる場所” “すべての人々” といった全世界・全人類を包括する言葉を用い、MDGs でカバーしていなかった国・地域・人々も含め、諸問題から「誰一人取り残さない」ことをコミットしている点に特徴があります。そして、これら目標の設定にあたり、世界各国の企業、市民、NGO、研究機関等広範なステークホルダーの意見を反映する「マルチステークホルダープロセス」を経ている点にも特徴があります。

3. 企業と SDGs

企業が自社の CSR 課題を検討する上で、世界の幅広いステークホルダーの意見を踏まえた SDGs は無視できないものと考えられます。「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」においても、

「小規模企業から多国籍企業、協同組合、市民社会組織や慈善団体等多岐に渡る民間部門が新アジェンダの実施における役割を有することを認知する。」

(同アジェンダ 外務省による仮訳より引用)

と述べられています。

SDGs のコンセプトに鑑みれば「SDGs と無関係である」という企業は存在しません。企業規模、グローバルな事業展開の有無によらず、全ての企業に関係していると考えられます。

そこで企業が事業活動と SDGs の目標・ターゲットの関連性を整理するための方法を示すべく、GRI (Global Reporting Initiative)、国連グローバルコンパクト、WBCSD (World Business Council for Sustainable Development／持続可能な開発のための経済人会議) が共同で「SDG Compass」を発表しています。「SDG Compass」は以下の 5 つのステップで構成されています。

STEP1:SDGs の理解	最初のステップとして、以下の各項目について SDGs を解説 ・ SDGs とは？ ・ 事業における SDGs の位置付け ・ 事業における基本的な責任
STEP2:優先度の定義	SDGs に関わる対応の優先順位を設定するにあたり、以下について解説 ・ 調達から販売、利用、廃棄までの一連のバリューチェーンにおける SDGs が関わる局面を洗い出す ・ 評価の実施 ・ 対応の優先順位の設定
STEP3:目標設定	STEP2 で設定した優先順位に基づいた目標設定の一連の流れを解説 ・ 目標範囲の設定と KPI の選定 ・ 数値目標の設定
STEP4:事業への統合	設定した目標を事業戦略に落とし込む流れを解説 ・ 経営による意思決定 ・ 組織内各部門への目標の浸透 ・ パートナリーシップの醸成
STEP5:情報開示とコミュニケーション	情報開示等の方法について解説 ・ 効果的な報告とコミュニケーション ・ SDGs の実行を通じたコミュニケーション

「SDG Compass」では、まず SDGs を理解する（STEP1）ことを求めています。17 の目標に目を通すと、企業の事業活動と密接に関わるテーマが含まれていることがわかります。17 の目標と 169 のターゲットを確認し、今世界では何が問題となっているのかを理解することは将来の自社のビジネスや経営方針を検討する上でも大変重要な取組みとなります。

次に、自社の事業活動全体を振り返り、17 の目標と 169 のターゲットとの関係性を整理します（STEP2）。事業活動全体とは、自社のみならずサプライチェーン全体を対象とします。その結果、自社の事業そのものを活かすことができるテーマもあれば、改善を迫られるテーマもあるかもしれません。強みを活かすと共に、弱み・問題点を是正していく、という両面からのアプローチで進めていくことが求められます。また、自社だけでは解決が困難な項目については、政府機関や国連機関、NGO 等と「協働」することも検討する必要があります。

上記を踏まえ、対応の優先順位が決まったら、目標をコミット（STEP3）し、自社内組織に浸透させた上で実践し（STEP4）、その結果を開示し自社のステークホルダーとの対話を重ねていく（STEP5）、というプロセスを取ります。

4. 最後に

多くの企業が、自社の CSR 課題を特定するために「ISO26000（企業の社会的責任に関する手引き）」や「GRI サステナビリティレポーティングガイドライン第 4 版（G4）」等を参照していますが、いずれも CSR 課題の特定のためには「ステークホルダーダイアログ」を実施することを重要視しています。マルチステークホルダーアプローチを採用した SDGs は「世界市民の声」であり、SDGs の理解を深めることは、自社に求められる「世界のニーズ」を理解することになるとも言えます。

「SDGs Compass」のステップを用い、SDGs を活用することができれば、多くのステークホルダーの信頼を勝ち取ることにつながり、結果として自社の持続的な発展に大きく寄与するものと考えます。

以上

株式会社インターリスク総研は、MS&AD インシュアランスグループに属するリスクマネジメント専門のコンサルティング会社です。

CSR（企業の社会的責任）・ERM（全社的リスク管理）に関しても、以下のテーマについてコンサルティング・セミナー等を実施しております。

これらのコンサルティング等に関するお問い合わせ・お申込み等は、下記の弊社お問い合わせ先、または、お近くの三井住友海上、あいおいニッセイ同和損保の各社営業担当までお気軽にお寄せ下さい。

お問い合わせ先

㈱インターリスク総研 事業リスクマネジメント部

TEL.03-5296-8912（CSR・法務グループ）

TEL.03-5296-8914（統合リスクマネジメントグループ）

<http://www.irric.co.jp/>

◇CSR（企業の社会的責任）

◇企業リスク分析・評価

◇危機管理

◇法務リスク全般

◇食品リスクマネジメント

◇D&O（役員賠償責任）

◇ERM（全社的リスク管理）

◇コンプライアンス（法令遵守）

◇海外危機管理

◇製造物責任（PL）・製品安全（PS）

◇情報セキュリティ

◇CS・苦情対応 他

本誌は、マスコミ報道など公開されている情報に基づいて作成しております。

また、本誌は、読者の方々に対して企業のCSR・リスクマネジメント活動等に役立てていただくことを目的としたものであり、事案そのものに対する批評その他を意図しているものではありません。

不許複製／Copyright 株式会社インターリスク総研 2015